

座談会

鈴木繁次先生、永野義一先生、退職記念号

法科大学院の現在

——理論と実務の架橋をめぐって——

出席者

鈴木永阿鶴橡矢近田森仁高栗間丸安
木野部藤川藤口藤口平田橋部山達
繁義浩倫泰昭和一正理陸俊和
一次己道史俊哉勉明夫郎雄明茂志

目次

司法制度改革と法科大学院教育をふり返って	3
大学で実務教育をなぜやるか	15
法科大学院教育と前期修習	19
法科大学院教育が目ざすもの	24
理論と実務の架橋——演習科目の実践	33
リーガルクリニクスの運営	67
刑事クリニク	88
学生評価——入口の問題	93
学生評価——出口の問題	106
法科大学院のこれから	117

阿部

法科大学院が設置されて、ちょうど三年を過ぎ、新しいステージへと入っていくことになりました。

この三年間を振り返りまして、神奈川大学法科大学院がどういう成果を残したのか、あるいは、どのような課題を背負ったままでいるのか、そして、それを踏まえて、今後どのような方向に歩んでいったらいいのか、踏み込んで議論できればと思っております。

永野先生と鈴木先生には、当初から法科大学院を支えていただきまして、深い実務経験に裏打ちされた重みのある発言や学生への指導によって、この法科大学院の幅は相当に広まり、また、深みも増したと思います。

きょうは、お二方から、この三年間を振り返つての印象、あるいは今後に向けての提言など、まず忌憚なくお話しいただき、それを受けて、これから法科大学院を背負っていく我々がどのような使命を果たしたらいいのかについて議論を発展されればと思っております。

司法制度改革と法科大学院教育をふり返って

丸山

それでは、永野先生と鈴木先生のお二人に、法科大学院への思い、あるいは実際に経験されたところ、それから将来に向けての提言など、お話ししていただければと思います。

鈴木

それでは私から先ず口火を切らせて頂きます。

まず、この法科大学院ができたということは、ご承知のように司法改革の一環としてできたわけで

すが、この司法改革というのは今回に始まったことではありません。ご承知のように、昭和三八年臨時司法制度調査会の我妻会長の司法改革のときには、結局は提言だけしてその後進展しませんでした。あのときは法曹一元ということを日弁連があまり強調しすぎたので、まだ、法曹一元のためには人的、物的基盤が整備されていないということで、時期尚早論ということであまり進展しなかった。

しかし、法曹人口については、私は昭和三八年合格ですから、そのころは司法試験合格者は五〇〇名であったわけですが、一年に一〇〇名ずつ増やしていくんだということも私は噂には聞いていたのですが、一年に一〇〇名ずつ増やしていったら、もう三〇年たっているわけですから、法曹人口についてはあまり問題なかったのではないかと思いますけれども、結局は、司法研修所の予算、定員みたいなものがあって、国家予算に縛られて五〇〇名に限定されてずっと何十年間来てしまった。

ということとは、それまでは司法ということはあまり国家的には重要視されてなかったと考えるほかありません。中坊弁護士という言葉を借りれば、二割司法すなわち、二割しか国民の役に立てなかったということだろうと思います。そういう程度の司法。国家予算から見ればその程度の役割しか果たしてこなかったのかなという、そういう時代が続いている間に、経済界はグローバル化して、社会生活は非常に進展した。気がついてみたら日本の法曹人口は、世界的に見て非常に少なくなりました。訴訟遅延も激しい。

特に、特許訴訟なんかでは後れていて、これでは経済的にも世界に対抗していくことが難しいので

はないかという経済界の危機感もあったことと、それから、ちょうど規制緩和の流れが進行していて、私は、規制改革会議というのはかなり効果を及ぼしたと思つて、いろいろな分野でいままでの既得権益をなくして、垣根をなくして、規制を緩和していこうとした流れを作られた。オリックスの会長が宮内さんが中心になってやった、その流れに後押しされて、規制緩和すれば紛争事件も多くなるであろうから司法制度も充実しておかなければならないとして今回の佐藤会長の司法制度改革審議会ができた。

それで、その答申がなされて、私は、こんなに早く司法改革が進むとは、実際は思わなかった。いままでの、我妻会長の先に申し上げた臨時司法制度調査会の答申の後のずっと何十年間かを経験してきたものですから。そうしたところが、今度の司法制度改革審議会の答申は、内閣総理大臣が推進本部長になって、先頭に立つて司法改革を目指した。それで、追い風に乗つて、司法というものがだんだん見直され、規制緩和がなされれば紛争が多くなるからということも考えられて、司法制度、訴訟制度を整備しておかないと、規制改革による紛争解決を迅速にできないということで、司法制度を整備しておかなくてはいけないという危機感があつて、もう、みるみるうちに司法改革が進んできたということは、私は非常に驚きですが法曹の一翼をになう弁護士としてはこの司法制度改革の流れは結構だと思つております。その中で法曹入口を増加するのに質を落さない方法として法科大学院が設置された。この司法制度改革が成功するかどうかは、私は法科大学院の成否にかかっていると思ふのですね。

どんなにいい制度をつくっても、その制度を動かすのは人ですから、この法科大学院で養成された法曹人が、社会において重要な役割を占めていって、司法改革を進めていくことになるわけですから、司法改革の成否はロースクールの成否にかかっていると思われれます。そういう意味においては、我々ロースクールの教員として指導する立場にある者は非常に重い責任を負わされることになったし、また、そういう意味においては司法改革の一端を担うことになったということ、やりがいのある仕事にもなっているのではないかと思っているわけです。

それで、前置きが長くなりましたが法科大学院の成否が司法改革の成否にかかっていることになる、非常に我々のやるべきことは重要なことであり、また、司法というものを国民に認識させる絶好の機会到来だと思っております。

そのためか、最高裁も非常に、司法改革によって私は変わってきたと思うのです。まず裁判員制度から始まって、最高裁内には、難しい訴訟だと言われる医療過誤とか建築紛争については委員会をつくってその審理の促進を図るようにしたり、それから、裁判になると、何の事件でも、その鑑定員探しというのはなかなか難しい。そういう鑑定員についても、裁判所では名簿をつくって、医療過誤だったらの医者に依頼するとか、名簿から選んで迅速に依頼してやるようになった。最高裁も非常に物わかりがよくなったというか、国民のために司法を充実させなくてはいけないという意識改革がなされたのか、その辺はよくわかりませんが、最高裁も非常に変わりつつあると、いまはそう思っています。

司法の現状、それに対する法科大学院の役割の重要性については、司法改革の成否が法科大学院の成否にかかっているのだというところの認識をまず申し上げて、これから、ではその法科大学院を成功させるためにはどうしたらいいかということの中身に入っていきたいと思います。

丸山

その点について、ご自分のご体験の中でどのようにお感じになって、どうしたらいいのかということをお話しいただければと思います。

個別的な問題は後でお話いただくとして、全体的な、法科大学院に入ったときのご自分の思いとか印象などをお願いできればと思います。

鈴木

私は、法科大学院に入ることがあり得るのかなと、年齢的にも思っていたし、ちょっと体調を崩していた関係もあったので、お呼びがかかったのは法科大学院が開始される直前だったわけですが、ここで初めてここにご列席の諸先生方とお会いして、まず、担当のカリキュラムの科目を誰が担当するかという会議に出席したのが初めてでして、それで担当科目が決まって、すぐ神奈川大学の法科大学院の授業が始まったわけですが、法科大学院は、ご承知のように、法曹養成に特化した大学院として、特殊な位置づけがなされていて、その教育理念としては、専門的な知識の修得はもろんこととして、法的な思考力、あるいは事案を分析して解決する能力、あるいは創造的な思考能力を植えつける、ということが目的としてうたわれているわけですが、その教育理念を達成するためにはどうしたらいいかというのを、この三年間、私は歩きながら考えてやってきました。

専門的な知識の修得の分野については、一年生担当の研究科教員の先生方がご努力されたわけでし

て、私は主に二年、三年の演習授業を中心にやらせていただきました。その演習授業が、いわゆる、そういう一年次で修得した専門的知識を応用して、論理的な思考能力、創造的な思考能力、あるいは事案を分析して解決する能力を植えつけさせる場だと思えます。

それと、実務家教員がこのロースクールでやってきた重要な役割の一つとしては、実務と理論の架橋だということが言われて、一応、ロースクールにおいては、司法研修所の前期に教育する程度の段階までの教育を施すということが前提になっているわけです。

苦勞したのは、結局はその演習授業のやり方をどうしたらいいか。学生に、自分の頭で考えたことを議論させて、弁証法的に発展的な議論ができればいいんですけども、議論するためには、議論する前に適切な質問をして、議論しやすいようにもっていくにはどうしたらいいか、という点はいつもの悩みながらやってきて、私は主に判例演習、判例を中心にやってきました。最高裁の判例を一審から三審まで、とにかく全部事前に読んでおいてもらって、そして、一審については、訴訟物は何だ、あるいはこの事件の原告の請求の要件事実は何だとか、それに対する被告の抗弁とかの当事者の主張整理をした上で、裁判所の判断に対して経験則的な事実認定の違反、経験則上不自然な点はないか、というようなことから始まって、二審も事実審ですから一審と同じようなことをやって、最後に最高裁の法律審で、その上告理由として、あなただったらどういような上告理由を挙げるか、あるいは、この事件について、この判例にあるこの上告理由は妥当かどうかというようにすることを議論し、そして最高裁で、問題になった法律的な問題を、特に最高裁の判例解説で問題としているところを中心に議

論をした、というのが私の演習授業のやり方でした。

ここは、多少実務と理論の架橋的な問題をやっていたかなと思います。

それから、学生に論理的な思考力を植えつけることに對する議論の持っていき方については、ちょっと満足いく授業がそう多くはなかったかな、というような反省をしているわけでして、総じて、この三年間を振り返ってみると、私の場合にはちよつと、自分が受験したときから年数がたちすぎていたということと、日ごろやっていない分野についてはかなり、もう忘れているところを補わなければならなかったという意味で事前準備が大変でした。特に商法の改正、それから不動産法等の法律の改正が非常に激しかったものですから、その改正された法律を一通り理解する点についても、私の年齢ぐらいになると三段階の準備が必要なんです。

前期・後期に分かれていますけれども、前期が終わったたら、後期までの休みは休みにならないので、後期のシラバスに従った授業で、まず一回ずつをどうやるかということと、後期が始まるまでにある程度勉強して理解しておいて、それから、授業が始まったら一週間前に、シラバスに従って、再度、既に準備しているところを確認し、まだそれでも、一週間前の準備だけでは不安で、当日再確認して、どういふふうはこの授業を今回は、自分が担当の場合はどういふ順序と内容で進行させて行くか、そういうような三段階ぐらいの準備をしてようやく研究者教員に助けられながら、ようやく、責任を果たしたと言えるかどうかかわかりませんが、あまりにも科目が多すぎたものですから、考えている余裕がない。次の科目の準備ということに追われて、授業の準備に追われて、考える時間的な余

裕がなかったというのが、少し残念だったなと感じています。学生と議論し、また新しい法律、改正された法律をよく理解して議論するについては、教えるほうも、ある程度時間的な余裕をもって、考える時間をもって準備できるような体制にもつていかないと、なかなか実のある授業ができないのではないかなということ、これから、私の場合には、担当科目数との関係で時間的な余裕がなかったということから、弁解にすぎないこともあるんですけれども、単なる講義形式の授業であればこなせないこともないところを、演習授業が中心だったものですから、考える時間が少なくて、自分としては満足な達成感を持ち得なかったということを、いまは、もう少し達成感ができていればよかったです。というのが率直な感想です。

丸山

ありがとうございます。

ロースクールの成否が司法改革の成否であるということや、ロースクールの教育においては演習が非常に重要な意味を持っているということ。それから、実際、担当されてみて、負担が大変であって、本来自分の思い描いているような教育ができなかったというようなご指摘があったように思いますけれども、その点については、個々にまた後で議論することにして、つづいて永野先生よろしくお願います。

永野

三年間、神奈川大学法科大学院の教員を務めさせていただきましたが、この間、先生方にはいろいろとご指導、ご厚誼をたまわり御礼申し上げます。

私は、現場の捜査一筋の検事、市井の一弁護士として過ごしており弁護士会の役員等を務めたこと

もないので、将来の法曹を担う司法修習生や学生の指導等を本格的にやったことがないため専門的なことは判りません。しかし、法曹人口が欧米に比べ日本は少ない、特に偏在化しており法曹の過疎化地域がかなりあることは実感している。先週、私は、東京近辺の地裁支部管轄のある刑事事件の弁護を依頼され、その支部での公判に臨んで、担当裁判官が非常に忙しそうだったので、「現在継続している事件はどのくらいですか」と聞いたら、その裁判官答えるに、三〇〇件位の刑事事件を抱えていると。私が受任した事件についても、弁護を依頼した被告人は、全面否認ではないが、自分なりに公訴事実の一部につき不満があり公判で主張し争いたい意向であった。だが、当然、公訴事実を争うとなると、証人申請をするなど公判審理が長引き時間がかかることになる。ところが、担当裁判官からそのような多くの事件を抱えているので審理の促進を図るべく一回の公判は一時間内にして頂きたい旨要請を受け、これでは、被告人が納得できるような審理を尽くすことは到底無理だと感じたのです。日本はまだまだ法曹人口が不足している。国民の日常生活の過程で普段に発生する民事・刑事事件について、司法が迅速、的確に対応し、処理するためには、これを保障するに足る法曹人口には未だ成っていないのだなということを実感したところです。やはり、国民の信頼に足る司法を全うするためには、今後、法曹を増やしてゆくことが必要だと考えています。

ただ、当然のことながら量的拡大のみならず質的にも実際の訴訟案件を的確に対応処理できる立派な法曹を養成していかなければならない。そのためには、司法改革の一環としての法曹養成を目的とする法科大学院の存立は重要な役割、意義を持つことになる。難しいことは判りませんが、特に、法

科大学院の教育は、単なる専門的法知識の習得にとどまらず法的思考力、その習得した法知識に基づき具体的な法的紛争事案を適切に解決処理する能力を養成することを目指している。私の司法修習生当時は、裁判、検察、弁護士を合わせて実務修習期間は一年六ヶ月と期間も長く充実していたと記憶する。ところが、先日、神大法科大学院卒業生で今年司法試験に合格された四名の方々が事務所に訪ねて来られ、「今、検察修習中だ」と言うので、そのうち検察庁に激励方々皆の修習の様子見に行くからと約束し、暫くして検察に行ったら、もう彼らの検察修習は終わり、弁護士修習に移ったということなので。要は、現在の司法修習での実務修習は検察修習一ヶ月、裁判、弁護士修習併せて四か月と短くなっている。これで、裁判、検察、弁護の実務をマスターできるのかなと不安に思いました。こういった現在の司法修習制度からしても、法科大学院、ロースクールにおいての、具体的な法的紛争事案を分析検討、適切に解決処理する能力の養成、実務感覚というか知識、理論のマスターにとどまらずこれを応用実務に即応できる能力の養成が、一層重要視されると思うのです。

実務家教員である私の責務は、学生に、習得した法知識、法理論を実務に活用できる能力を学んでもらう、いわば、理論と実務の橋渡し役と考えております。そのベースで、この三年間、私は刑事訴訟法、刑事法演習の科目を担当させていただきました。講義を行ってきました。率直に言って、若い前途ある学生諸君と共に法を学ぶことが出来て充実した日々を送れたなど幸せに思っております。私、某私大の監事も務めています。そういう大学の役員なんかよりも、学生と直接接し、何とか目的を遂げて貰いたいと身を傾けて必死に教える教師という職業、やはり、生き甲斐、やり甲斐のある仕事だ

など実感しております。拙い講義を一生懸命聞いてくれる学生諸君に感謝の念もあって、機会あるごとに学生諸君と食事を共にしたり、一杯やったりし、彼らのナマの声、悩みに耳を傾けるように努めました。私が退職するにあたり、学生諸君皆が心のこもった惜別の一文を贈ってくれ感激しました。

教育、私の授業の進め方は、判事等法曹出身の方の著書、それに法務省刊の実際の裁判例を素材にした生の刑事事件を素材として講義内容を組み立てて授業を行った。

教えていて判ったことだが、法科大学院に合格した学生諸君は難しい法理論や学説などは勉強しており、観念的な法理論の構成は、ある程度マスターしているのだが、具体的な実例につきそれをどう応用、適用し解決していくかとなると、これはまだまだの感で、そういった実務処理能力といったことを身につけて貰うべく、学生諸君に自由に発言してもらい、皆で検討し合っていくという姿勢で授業を進めました。最近の司法試験の問題についても、具体的事例について、いかに考えるか、法的思考力、問題点を分析して解決する能力を問う問題が多いと聞きます。私は、学制諸君に常に、法知識の習得にとどまらず、その習得した法知識をいかに応用、適用して具体的事案を解決することが出来るかが大事なのだと強調しながら授業を進めました。そして、成績評価については、法知識は少々勉強不足と考えても、問題意識をもって、試験に取り組む姿勢が読み取れるような答案については、良い評価を付けるようにしておりました。

今後の方向ですが、神奈川大学法科大学院の目標は地域に密着する法曹の養成と聞きますが、全国

で多くの法科大学院が設立されていることに鑑み、この神奈川大学法科大学院の特色といったものをもっと強調し、明日の法曹を目指す学生に周知、共感を得られるよう務める必要があるのではと私なりに思っています。

丸山

司法修習のあり方とロースクールの関係では、特に全体のお話の中で共通して感じられたことは、ロースクールにおける実務教育の重要性ということでした。ロースクールの果たすべき役割はその点にあるのではないかということを感じました。その点についての教育方法と、それから実務と理論の架橋というものをどう実現していくかということが非常に大きな問題ではないかというお話もあつたように思います。

それから、神奈川大学としても、設立の理念を、「特殊性」という言葉でおっしゃいましたけれども、そういうものをどう生かしていくかということを考えていかななくてはならない、というお話もあつたように思います。

いまお二人の先生にお話ししていただいて、やはり、法科大学院の中心的な課題は、実務的な処理能力というものをどう養成していくか。そういう点にあるのではないか。このレジュメで言いますと、教育方法と新たな公共空間の創出の場としての法科大学院という点になるかと思いますが、いわゆる実務家教員と研究者教員が一体となって新しい関係性を持って、社会的な教育使命を果たしていくという、そういうことを担っている点をどう生かしていくかというところが大きな議論の焦点になっているのではないかと思います。まずその点について、非常に現実的な場から議論していくということ

をやっていきたいと思いますけれども、この点について、カリキュラムのあり方について、あるいは鈴木先生は、人的要員のあり方で負担が大きいのというような問題を指摘されましたが、その他にも、実際に弁護士教員と研究者教員がうまくコラボレーションできているのか、といったようなことも含めて、これらの点が多きな底流をなしていますので、ここでまずお話ししていったらどうかというふうに思いますけれども、この点について自由にご発言いただければと思います。

大学で実務教育をなぜやるのか

鶴藤

民法の鶴藤でございます。

いま、具体的などころでというお話があったわけですが、その前提として、司法制度改革の中で、なぜ法科大学院を設立して、実務的なことから教育しなければならないとされているか、ということころをまず押さえておきませんと、そのスタンスが決まらないような気がします。と申しますのは、これまで実務的なことから教育しなければならないというときには、二つの方向から問題点が指摘されていたと思うわけです。

まず一方で、従来の法学部における教育というものは、理論に偏りすぎていたという批判がしばしばされていたわけですね。それであるが故に、仮に司法試験に合格したとしても、実務では役に立たないと言われることがあったかと思うわけです。そうだとすると、そのような極端に理論一辺倒の教

育というものが、実際の実務にたずさわる法曹にとつては偏りすぎていて、役に立たないという反省に基づいて、実務的なことからあらかじめ教育しておかなければならない、ということなのかどうか。

あるいは、先ほど、永野先生のお話の中に出てまいりましたが、実際に、実務修習する期間が短くなっている、ということも関わってくるのかと思うのですが、日本の法曹人口というものが少ない、少ないから人数を増やさなければならぬという、まあ大雑把な命題が仮にあったといたしますと、ならば司法試験の合格者を増やさなければならぬ、ということになります。しかし、これが必ずしもそう簡単ではなかった。実際には、司法試験合格者に対する実務研修というものを、司法研修所がこれまで担ってきたわけですが、研修所の人的あるいは財政的な問題もあるのだと思うと思いますけど、実務研修が困難になるから、単純に合格者の人数を増やすということができないということがあった。とすると、司法試験合格者を増やすと、司法研修所ではもはや賄いきれない部分が出てくるので、従来、研修所の実務研修で行われることからの幾つかを法科大学院に任せてしまえ、ということにあったのかどうか、ということですね。こちらの方に、理由の重さが置かれているのだとすると、今までの法学部での教育が、実務家養成をするにあたって、問題があったというわけではなくて、司法研修所での研修との関係で、実務的なことからロー・スクールで教えなければならなくなっているのだ、という捉え方もあり得るのかと思うのです。

私自身は、どちらの問題点としての指摘も、実は正しいのかな、というふうには個人的には思っているのですけれども。

ただ、そうすると今度は、学生の側が、法科大学院での教育を受ける際に、どういふスタンスで教育を受けているのかという話と関係してくるわけです。あまりよいことだとは思わないのですが、実際に学生と接すると、法曹になって、自分はこういう法曹として社会に関わっていきたいのだ、というよりは、ロー・スクールに入ってきましたと、とにかく司法試験に受ければよい、というような発想で行動する者が極めて多いように、個人的には感じているわけです。そして、学生が日頃どういう議論の仕方をするかといいますと、極めて直感的に、裸の利益衡量で、かわいそうだから、というレベルでしか議論ができない。そのような議論しかできない学生だとすると、それはやっぱり、法曹実務家としては役に立たないのではないか、と思うわけですね。そうなりますと、教員の側からすると、例えば、鈴木先生のお話の中であつたところの、思考力を鍛えるというようなこと、あるいは、事案分析能力を鍛えるであるとかいうことになる、どうしても批判的に考えさせる必要があるわけで、時間をかけざるをえない。そして、理論的な面については、むしろ法学部で教育していたときよりも、しつかりやって、さらに突っ込んだ議論を、結果としてする必要があるように思うわけです。

こういう状況にあるのだとすると、実務的な内容を理論的な面とどう組み合わせていくのか、なぜ組み合わせなければいけないのか、組み合わせることをどこまでするのか、というような話を、お互いのこれからの議論の中で少し、ご自分のスタンスというものを明らかにしながら進めていった方が、議論のズレがなくて生産的なのかな、というふうに思っておりますけれども、私がか意見表明をしたということでは必ずしもないのですが、こんなように感じております。

丸山
鈴木

非常に根源的な問題提起なのでこの点についてもう少しつめてみましょう。

その点については確かに鶴藤先生のおっしゃるとおりなので、法曹人口を増やさなくてはいけないということは至上命題としてあるわけですが、従来司法試験でただ合格者を増やすというだけでは、やっぱり質が落ちるのではないかと心配は確かにあるんですね。私なんか司法試験委員をやる機会を与えられて、司法試験の論文の採点をしてみますと、やっぱり、本当にできるのは上位五%くらいですかね。あとはもうドングリの背比べ、いわゆる金太郎飴的な答案ばかりで、そういうような人をただ増やすだけではまずいということで、点ではなくてプロセスを重視して合格者を増やす。そのプロセスの中で実力をつけさせて増やそうということで、法科大学院という、ロースクールという構想が生まれたのであって、では、それなら理論を教えるのだからそこで実務も教えて、ちょうど理論と実務との架橋になればいいじゃないかと。だから、実務と理論の架橋という問題は、私は、予算的な問題、司法修習の期間を短くせざるを得ないというか、国家予算からいうと年間三千人に増やした場合にかかる経費、それをいま一年半ですか、それを一年にせざるを得ない、予算的な制約からそういう問題が出てきたのではないかと、ふうに思っているので、本来は法科大学院では、プロセスで、理論を重視して、創造的な思考力、論理的な思考力、事案を分析して解決する能力というものをつける。そしてそういう勉強をした人で司法試験に合格すれば資格を与えて法曹人口を増やしていくだけでもいいのではないかと、こういうような感じはしています。実務家が教員になってリーガルクリニック等臨床法学教育を行いこれを充実させれば司法修習生の修習と変らないようにも思える。

法科大学院教育と前期修習

間部

昨日、日弁連で、法科大学院で刑事をどう教えるかというシンポジウムがあったのですが、そこで、研修所の教官をやっていた人が来ていて、五九期の前期修習のカリキュラムと、新六〇期の導入研修のためのカリキュラムを比較した資料をくれたのです。それを見ると、五九期の場合、前期修習で二四・五コマ、プラス、刑事の共同問題研究が四、公判演習が四。これは刑事だけの数字ですけれども、合わせて三二・五コマ。これに対し、導入研修のほうでは一二コマになっているわけです。半分以上ですね。

そうすると、前期修習というものが、もう半分以下に、導入研修という形で位置づけが変わってしまっていますけれども、従前やっていた実務の研修所の前期修習というものが、従前の延長線上に見ることができないような変容を遂げている。そうすると、前期修習はどこへ行つたのだと。前期修習はどこでやるのだという問題が次に出てきて、では、法科大学院では前期修習に代わることを目標とすべきなのか、という議論に突き当たっていくわけですね。

それに対して、是とする意見と、それではちよつと違うんじゃないのという意見と出てくるわけです。懐疑的な意見は、やっぱり研修所の教育というのは基本的には裁判官の養成を基本とした要件事実と事実認定がメインであったけれども、法科大学院は単なる前期修習の肩代わりということではない何かが期待されているはずだと。

これに対し、前期修習に相当するものを法科大学院で教えることを目標としてやってきたという人も、前期修習に代わり得るような教育を実践できたかという点、決してそうではないという意見もあって、そこから出てくるのは、審議会の議論のときに、法科大学院をつくったら、前期修習と法科大学院の関係といえますか、両方の位置がどうなのかという議論を実はあまりやってなかったのではないか。

ちょうど、一サイクル過ぎた時点で、前期修習でこれまでやってきたものをどう見て、ロースクールではそれをそっくり代替するのか、それを違うようにしてやっていくのかという議論をやるべきではないのか、というような話になっていったような気がするんですね。きょうこれからここで行われる議論も、そういうような流れの中で整理されていくのかなと思います。

法科大学院の場合には教育理念というのがあるので、研修所をそっくり代替するなんていうことはあり得ないわけですから、神奈川大学の場合は前期修習でやっていたものをこういうふうにして転用して、主体的にやろうとした。それがどうだったか、というような形で検証していく、ということなのかなというふうに思います。

問題提起を受けて、昨日の話とリンクさせたお話をさせていただきました。

森田

この間、何回か昨年の合格者の話を聞いて、特に研修所の様子を聞いてのことなんです。一つは、間部先生の話にありました、導入修習ですね。これを一ヵ月でやったわけですけれども、今年は一応前期修習に代わるような位置づけになりましたけれども、来年からはやらないという話ですから、そ

うなつてくると、やはり、前期修習に当たる部分は法科大学院で当然やっているという前提である。また、合格させるに当たってもそれが前提になる、ということのようです。

そこで彼らが言うのは、研修所へ行くと、皆さんが出た法科大学院ではこういう教材は勉強しましたか、こういうビデオを見ましたかということ聞かれると。我々はなかなか手が上げられないというわけです。それは、うちの学校に限ったことではないのだろうけれども、ただ、逆に言うと、一定の大きい規模の法科大学院では、まさに前期修習でやっていたと同じことを法科大学院でやっているわけです。それは実際教えに行っている人間も、研修所で教えていた人が行っているということもありませんし、一方ではそういう教育がされている。

我々は残念ながら、うちに限らないでしょうけれども、前期修習と同じことをやるという認識はなかったと思うのですよね。何らかのそれに代わったものは考えていたと思うのですけれども。ただ、やはり、要求されているものがどうも、とにかく前期修習がなくなる前提ですから、それと同じレベルをどこかで、この法科大学院の中でやらないといけないということのようである。

また、そういう目で見てみると、やはり試験問題、新司法試験の問題そのものも、どうもそれが前提になってできているというわけで、その点はある程度考える必要があるのではないか。

それと、法科大学院ができた時点の議論として、研修所との関係をどう考えるかは、最終的には何だかうやむやになってスタートしたのですが、法科大学院を弁護士会側で提起した人たちの趣旨というものは、やはり司法研修所解体論ですね。これが全部ではないけれども相当強かった。裁判所から、

法曹養成を在野法曹に取り戻すという観点が相当強かったわけです。ただ、結局、そういう合意のもとに制度が導入されたわけではなくて、司法研修所は研修所で、何となく中途半端に残したままでスタートして、なおかつ、双方の分担がはつきりしないままにやってきてしまった。

それと、永野先生がおっしゃったように、実務修習が、いまはもう二カ月刻みで変わっていくということなので、これも従来に比べると本当に実効性が乏しくなってきた。二カ月という刻みは、僕らの感覚からすると、裁判を一回開いて、もう一回入れればいいほうで、要するに事案の流れを追うというところまではできない話になるのですね。ですから、それについても、それに代わる何らかの実務的な教育を、恐らくここでやらないといけないだろうということになるわけで、そういう目から、法科大学院における実務教育というものを考えていけないと思います。

もうちょっと言わせていただくと、私自身は基礎法の演習科目と選択科目をそれぞれ持っていて、例えば公法演習という科目と、情報公開法制という科目を持っている。それに民事法の演習と、医事法という科目、完全には重ならないのですけれども、持っています。

ですから、一応基礎的な勉強をやる部分と、先端的な、要するに自分が日常的に仕事としてやっている部分を、両方教えるということをやっているのですけれども、本来それがうまくいけば非常にいはずなのですが、どうもそこも中途半端になっているかなという気がしています。

一つは、基礎的な勉強を本当にちゃんとやり終えた人が選択科目に行くという、そういう流れが必ずしもできてなくて、何となく中途半端なまま選択科目をやってしまったという部分があります。

それともう一つは、やはり、司法試験科目との関係で、これは、自分自身やっついて意外だった面はあるのですが、私の本来実践的に一番教えたいことがいっぱいある情報公開法制という分野がありますけれども、ところが、一面これは司法試験科目の公法系に入ってしまったわけです。そうすると、司法試験科目に入ってしまったがゆえに、最低限これは教えなければいけないという部分が相当出てくる。そういう意味で、やや、一番ビビッドな部分を一定程度制限して授業の内容を考へることになってしまっています。

もちろん、試験に受かることだけ考へてどうするんだという気持ちはこちらはあるけれども、ただ、学生にとつては、そうは言っても試験に受からないでどうするのさというか、それは、僕らは体験的によくわかるのでね。そうでないものとしてつくられたはずの学校なんだけれども、やっぱりそこがどうも引きずられている。しかも、試験そのものが少なくとも去年の体験を前提にするとちつとも簡単になつていないという実情がありまして、その中で、先端科目、いつてみれば実務的な教育をどこまでやるのかというところは非常に迷が出てきているところでもあります。

ただ、大枠、こういう、実務を教える仕組みをつくったこと自体は、僕は決して失敗ではないと思つているので、問題は、それをどういうところに着地させるかということを考へていけないといけない時期なのかなというふうに思います。

法科大学院教育がめざすもの

丸山

いまのお話ですと、法科大学院が前期修習を肩代わりするかどうかというお話でしたね。そうしますと、法曹養成の教育システムは従前どおりだということになりますね。その変わらないものをどこに配分するかという問題にすぎないという発想になりますよね。さきほど、間部先生がおっしゃったのは、法科大学院は別のやり方を求められているのではないかということでした。何か新たな教育のシステム、やり方というものが期待されているのではないか。そこを模索しないのか、ということの議論は置いていいのでしょうかという問題があると思うのですけれども。いかがでしょうか。前期修習はもうなくなる。そうだとすると、これについてどうするのという、そういう議論が大きなものとしてはある。

間部

そこで、研修所の前期修習とは何だったのか。これからの法曹養成にとって範とすべきものであったのかどうかというのが出てきて。とは言ってもという部分で、前期修習について体験的におやりになつていた方がたくさんいる大規模校なんかでは、それをやっている。だけど、長い目で見た場合に、やっぱりこれからの法曹養成を考えた場合、違う視点で、前期に相当する部分を批判的に作り変えていく努力というのはしなければいけないんじゃないの、というのは視点としてかなりある。あるんだけど、この三年間の実践で十分なところまで来たとは言えない。で、議論を、本格的にしようよという感じだったと思いますね。

昨日は刑事でしたけれども、恐らく、民事でも、公法領域でも、同じなんだろうと思いますね。

丸山 それは、法科大学院でなにをどこまで教育して、実務家になった段階でどの程度のレベルを要求するのかという、そういう問題にかかわるのではないかと思いますが。

森田 ただ、僕も、前の前期修習と同じ教育をするというのはおかしいと思うのです、発想として。ただ現実を起こっている問題は、要するに実務修習で受け入れる人たちは、その発想の転換が全然ないわけです。要するに従来の実務修習のやり方しか知らないわけですから。だから、そこに研修所は送り込まないといけない。そうなっていると、じゃどうするのさという話になって、これも一定の時間がたてばまた変わってくるのかもしれないのですけれども。

間部 それは、別の言い方からすると、例えば弁護士会が、新六〇期を受け入れるときのまなざし、それが微妙なものがあるわけです。在来型の旧試験組と、新司法試験組を、やっぱり品定めしてしまう。就職で採用しようかどうかどうしようかなんていうときに、ある人は、根強い考えとしては在来型試験のほうが安心できるみたいなの、そういうことを言う人も現にいますね。それに対して、いや、ロースクールを出て受かった人間は、プロセスとしての法曹養成の教育で鍛えられているんだということを言えるようにしたいのです。その意味でいくと、これがロースクールの卒業生の法曹なんだという、胸を張れるようなセールスポイントというのですかね、これは、基礎的な部分と、その学校に独特の理念をプラスした付加価値のあるものをどうつくっていくか。このあたりがこれからの課題のような気がしますね。

丸山

と同時に、将来的には法科大学院がどこまでやって、現場はまた違うまなざしで、どこまで若い人を養成していくかという、その役割分担の変革も必要ではないかと思うのですけれども。

鈴木

ただ、現時点においては、森田さんがおっしゃったように、単なる前期修習の肩代わりを法科大学院がやるということではないけれども、間部さんがおっしゃったように、プラスアルファして、前期修習程度の法曹としての実力というか、そういうようなものを身につけることが前提になっているということは、共通な理解として考えていいんじゃないですかね。大きな法科大学院は、元研修所の教官が来て前期修習程度のことをやっているなら、それはそのまま肩代わりみたいなことをやっているかもしれないけれども、それが目的ではないということ、この法科大学院の役割は。ただ前期修習でやる程度の教育、実務教育、理論教育をやる。その程度をやって、司法試験もその程度をやって、その人は合格するということになっている、ということをおいていいんじゃないですか。

丸山

その点については、もう少しレベルが低くても、現場で教育するという、いわゆる、もう少し開かれた形で教育していくということを期待しているのではないかというふうに、私は法曹人口を増やしたときにそういう発想があったのではないかというふうには思いますけれども。

鶴藤

私はちょっと違う内容で受け取っています、むしろ、司法制度改革の中で求められている法曹というの、今、社会が大きく動いているわけで、新しい問題に対してきちんと対応できる法曹というのが望まれていたんだろうと思うわけです。そうすると、新しい問題にきちんと対応できる能力が、従来の司法試験に合格してきた者では、必ずしも十分備わっていないのではないか。

そうすると、これは旧司法試験の問題点として、一番指摘されていたところですが、学生が、大方は丸暗記して試験に臨む。丸暗記できたものが合格に一番近づくといい構造ができあがっていたわけですよ。これは択一だけではなくて、論文も実はそうだったわけです。これは予備校の果たした役割が大きかったのだらうと思うのです。というのは、そもそも毎年の司法試験の合格者数というのは、人数で決まっている。つまり、輪切りでここまで合格させるといふことになりまして、受験生にとってみれば、別にトップで合格する必要はないわけですし、合格ラインに達していればよいという発想で勉強をするわけです。そこに目を付けた予備校は、「この程度の答案を書いておけば受かりますよ」という模範答案を出す。学生たちはそれを丸暗記する。ですから、理解をしているわけでは必ずしもない。このようなことから、先ほど鈴木先生から、採点をしたときに、というお話で出てきた、まさに金太郎飴のような答案が山ほど出てくる、ということになっていった。

その結果、今度は、合格者が実際に実務に出て、新しい問題に直面したときに、実は何も理解をしていないのですから、新しい問題に取り組もうにも、直感的に、こうしたい、というのはあったとしても、それを根拠づけていく理屈が全く立てられなくなってしまうている。こういうところに問題があったのではないか。

とすると、私も法科大学院に求められているのは、そうした丸暗記をさせるような教育ではない、ということだったのだらうと思うのです。その意味で言うところ、最初にも申し上げましたが、今までの法学部教育が理論に偏りすぎていたという批判を受けるわけですが、この理論というのは、丸暗記を

させるためのものだったわけではなくて、考えさせるためのものだったわけです。例えば、通説に対して批判説や少数説を紹介、説明をする。その問題点はどこにあって、実践的な意味で、どういう不利益を被る人がいて、その人たちを助ける必要性があるのかなのか、という部分が背後にあって、初めていろいろな学説というものが存在している。そのところを、きちんと学部教育の中で、大学教員というものは指摘してきたわけです。ところが、予備校のテキストなどを見ていただければわかりますけれども、学説は結論の部分だけを並列的に書かれているわけです。それを学生たちは丸暗記する。そして、答案に書くときには、どの学説の方が書きやすいか、だからこの説に則って書く、というような勉強の仕方をしてきていた。そこが問題だったのではないか。

だとすれば、実は、法科大学院においても、理論的なこと、基礎的なことをきちんと掘り下げて考えるということが一番重要なのであって、それなしに、最先端の問題についてこうなっていますと教えたところで、結局それは、実務に出れば、また新しい問題に直面せざるをえないのですから、何ら対応できないということになってしまうのではないか。その意味で、法科大学院では、むしろテーマを絞ってしまってきちんと考えさせるということが望まれていたのではないか、というふうに、個人的には思っているわけです。

しかしながら、そう思って学生たちと演習に臨んだときに、学生たちがどういう態度、対応をとってくるかというところ、やっぱり学説や判例紹介の部分だけに着目して、それを丸暗記しようとする傾向が強い。先ほど鈴木先生が、どうやって思考力を鍛えるかということ、ゼミの中でどう質問するか

ということに、いろいろ悩んでおられたという御発言がありました。こちら側は、いつもそのことを気にして質問をしているにもかかわらず、学生たちは、実際には考えてくれないというところがあるわけです。彼らはとにかく、司法試験は人数で合格ラインに入ればよいということで、「だから、先生、結論を教えてください」とか、「この程度書けばよいですか」という質問の仕方しかしてこない。このような温度差がありますから、法科大学院として向かうべき教育ということ、あるべき教育ということと、学生の側の意識との間でギャップが大きい。だから、どうこちらが笛を吹いたところで、彼らは踊ってくれないという一面があるように思うのです。そこが、私自身も鈴木先生と同感なのですが、教育をしていく上で、非常に難しかった。

少し具体的な話をといたことでしたが、なかなか具体的にはなりませんけれども、そちらの方に話を引き戻そうと、お話をしたつもりでして、これが私の実感です。

丸山

最初の問題点に戻ると、たぶん、理論的な思考力を養うというのは大切なんだけど、それを、現実のナマの問題を通して理論的な思考力を養っていくという意味で、演習とか実務教育が大事になる。両方とも含めて考える力を養成するということにはなるのだろうかと思うのですけれども。

ただ、私がレベルを下げると言ったのは、技術的な問題ですよ。技術的なテクニク、そういうものはあんまり教えなくていいのではないかと、修習所でやっているような。そういう意味では理論的なところをきちんとやって、核をきちんと教育すれば、いろんな問題に思考力が及んでいくという、そういう発想ですから。

鶴藤

そういう意味であれば、私も同感ですし、私は先日の新司法試験の問題、特に民事なんかを見ていますと、いわゆる前期修習に当たるところの要件事実論については、従来司法研修所で行われているそれを、きっちり教育として受けている学生を念頭置いた問題だったとは思っていないわけです。むしろ、新しい問題だったけれども、基本的な理屈がわかっているかどうかということを確認しつつ、で、司法研修所の教科書などでは載っていないような問題についての要件を問うような問題、考えて答えるような問題になっていた。そういうことで言うならば、学生たちは非常に要件事実論に過敏になつているところがありますけれども、やっぱり、要件事実論というものが、どういう仕組みで立てられた理論なのかということ、きちんと理解していさえすれば、十分対応できる問題が作られていたということなのだろうと思うのです。そういう意味では、この前の司法試験の問題というのは、問題全体として見ても、結論が1つであるものではなかったし、丸暗記して対応できるものではなかったということでは、良問だったというふうに理解しているわけです。これは要件事実論に関する部分についても同じだったというふうに理解しております。

ですから、司法研修所の前期修習に当たるものを丸ごとやらなければならないということには決してならない、というふうに今現在は考えておりますけれども、ただ、学生たちはそのようには受け取ってくれていないということに、また一つ問題があるのだろうと思います。

丸山

その点について、実務家のほうからご意見を伺いたいと思います。

森田

問題自体は、鶴藤ご指摘のとおりだと思います。

ただ、僕はちよつと意外だったのは、さつき言ったように、実際に研修所に入った連中が、どうも、研修所に入った時点で、これだけの知識は持っているはずだという期待が実際にはあると、研修所にそこに実際の法科大学院教育とのギャップがあるということなのです。

ただ、それはそれでしようがないのかもしれないのですけれどもね。

鶴藤 それは研修所と司法試験委員との間のギャップということではないのですか。

森田 そうかもしれないです。だから、司法試験委員は別にそんなことは考えていないかもしれないです。

鶴藤 だから、司法試験委員はむしろ、法科大学院としてあるべき方向性というものをきちんと把握した上で問題をつくられていたように思うのです。むしろギャップがあるのは、司法研修所との間にギャップがあるような感じがします。

森田 そういうことです。だけど、司法研修所サイドは、どうしても従来の司法修習の枠組みの中で、これを抜かすか、これをこれに変えるとか、そういう発想しかないので、そこから出てくる問題なのかもしれないです。

間部 そのご指摘にかかわるお話を一つすると、例えば、導入研修の中で、刑事案件なんですけれども、弁論要旨の起案をさせる。弁論要旨をロースクールで書いたことのある者は手を上げなさいということがあって、あまり手が上がらなかった。私のところではやっているのですけれども、そういうようなことで、手を上げさせることに対して批判があつて、これから裁判員裁判になって弁論要旨を提出してそれを読むというやり方は、もう、批判されることになっていくはずなので、弁論要旨を書くとい

うことを教育するのも重要なものとしておくこと自体が問題じゃないですか、というような指摘もあるわけです。そういう意味では、研修所の教官の問題関心というものは、ロースクールと司法試験の流れとはちよつと時間差を置いた、そういうあらわれがあるような気がしますね。

来年以降、導入修習というのがあるというわけではなさそうなので、そうだとすると、あんまりそこは過敏にならなくてもよいのかもしれないという気はしますけれども。

鈴木

鶴藤先生がおっしゃった、学生はどうも正解志向が強いというのは、やっぱり、旧来の司法試験の流れから脱却してないんですね。アメリカのロースクールは別に正解なんか言わない。ただ質問しっぱなしで、答えは言わないということ聞いていますから、だから、議論させて、あとは自分で考えるということ、試験して、その教授は論理的に合っていればいいということになるんでしょうけれども、そこへ行くまでは、まだ時間がかかるんじゃないでしょうか。

鶴藤

私自身が今から言おうとしているのは、今回の制度の枠組み自体に対する批判に当たってしまうので、生産的でないのですけれども、諸外国のこうした試験というのは、人数で合格者を割り振りしていないわけですね。

鈴木

資格試験ですものね。

鶴藤

だから、一定の水準に達していれば合格させるということと、ところが日本の場合、司法試験というものは、人数で輪切りにしますから、一定の水準に達していれば、ではなくて、達していなくても合格するわけです。ですから、学生たちは、合格をするための水準に達すればよいということと言えます。

ば同じことなのかもわかりませんが、ある合格ラインの人数に入り込めばよいという発想だとすると、やっぱり、そこに入るための最小限の努力で、最小限の知識でもって合格しようとするような志向が働くんだろうと思うんですね。

ですから、本当に思考力を鍛えたかったら、私は、合格者を人数で決めるなんて制度は取っ払うべきだろうと個人的には思っています。そうして、高い水準のところ合格ラインを設けておけば、本当に能力のある法曹養成という方向で、ロースクールというのは動き始めるのだろうと思っています。しかし、これは制度の枠組み自体を改めるということで、望めないところでありますから、現在の制度は所与のこととして、あとはどうやって、こちら側は笛を吹いて、学生たちに踊ってもらおうかということを考えざるをえないのだと思います。

理論と実務の架橋——演習科目の実践

丸山　では、もうかなり出ているとは思いますが、そろそろ具体的な演習のやり方の問題点について少し議論していきたいと思います。

鶴藤　そういう意味で、恐らくほかの大学院と違う特色を本校が持っているとするならば、演習について、研究者教員と実務家教員がペアで行うということですよ。ただ、そのペアで行うということでは、法科大学院のあるべき教育ということとの間でうまくマッチして機能してきたのかどうかということ

はもちろん問われる必要があると思いますけれども、少なくともスタートの段階では、本学においては、そのところはきちんと意識をしていたということなのだろうとは思っております。

丸山 実際にはうまく機能しているかどうかという点ではどうでしょうか。

鈴木 民事法演習Ⅰについては、私と鶴藤先生と、三年間ご一緒して、やり方としては、鶴藤先生はケースメソッド、プロブレムメソッドが中心で、私は判例集を中心に、これはこれで、違ったやり方で息が合っていたかなというふうには、いまは考えているんですけれどもね。

椽川 先ほど鈴木先生が、達成感がなかったとおっしゃっていたのは、たぶん、民事法演習Ⅴのことだろうと思います。二年間ご一緒させていただきましたけれども、私自身もやっぱり、ここを二年間やっていて、あまり達成感がなかったんです。

会社法については、言い訳になってしまいますけれども、とにかく、改正されて最初の年は、条文以外に何の素材もないというところでやらなくてはいけないので、私自身も、後に解釈を間違っていたということに気がついたりといったようなことがあって、教員側も条文の理解で精一杯ということにまず問題があったと思いますけれども、もう一つ問題があって、私も判例を素材にしていくというやり方をしたのですけれども、ケースを目の前にしても、質問に対しては定型的な答えしか返ってこない。どういう質問をしても定型的な答えしか返ってこない。だから、いろいろ質問を工夫するのですけれども、もう、学生の側に引き出しが一個しかない感じなんです。だから、そこをどうするかということ、結局、こちらであるところからレクチャーを始めざるを得ないのです。あなた方のこ

うという考え方は、それは一面的な見方なので、こういう考え方もあるでしょう、というようなことを、演説をしなくてはならなくなってしまう。

そういうことが結局二年間続いてしまったなという印象があるんです。だから、そこをどういうふうに壊していったらいいのかというのを考えなくてはいけないのですか、それは、演習の前段階にある講義の科目を、つまり私が担当している会社法の講義のところの工夫がもっと必要だっただろうというふうに、いま反省しているところです。

鈴木

会社法は、これは改正が、一番大きな難点でありましたから、ちよつと体系的に問題点を選ぶということが難しかった点がありますよね。学生も、まとまったというか、定評のある教科書がない状態で勉強しなくてはいけなかったというハンディもあって、いまごろ、現時点では大体定評のある教科書も揃って、会社法も非常に教科書的には豊富になってきましたから、やりやすくはなってくるだろうと思いますけれども、この二年間はやむを得なかったのではないか。ほかの大学の先生も同じことを考えておられるのではないのでしょうか。

橡川

そういうふうに言っていたら、少し気が休まるんですけれども。

鶴藤

その辺、本当に難しい問題で、司法制度改革の流れの中にあるのだと思いますが、まさに改正の問題というのは、会社法に限らず、今後も続々と登場することになるのでしょうか。というのも、それこそ大きくは変わることなく存在し続けるだろうと思われるいた民法ですら、このところ改正の的はなっているわけでありませう。最近では、担保法にかかわるところの改正がありました。これは執行

法とワンセットにしてだっただけです。それにとどまらず、もうすでに、報道もされておりますけれども、債権法の領域については、ドラスティックに改正する方向で、いま議論しております。家族法についても同様に、まあ、家族法については以前、立法提案があつて引つ込められたという事情もありますけれども、大きな変化を遂げようとしている。

ただ、債権法の改正の方向性というものについて言うと、従来の教科書をきちんと読んで、きちんと考えている者であれば、これは対応できる範囲のものですね、私の見るところでは。ところが、結論の部分だけを見ますと、おそらく、先ほど言った丸暗記型で合格をして実務に携わつてしまつている実務家の方からすると、改正が**目指**されている債権法の構成そのものが、何を言っているのかさっぱりわからない内容になつてい**る**のだらうと思うのです。しかし、きちんと理論的なことについて講義などを受けてきた人からすれば、それは理解できるところですし、実は、理論的なところを考**え**ながら活動されている実務家の方であれば、訴訟における実際の証明活動の中で、実際に**実感**されていることから、十分対応できる内容であつて、そうした方向性で議論されている内容でもあるわけ**です**。

そういう意味で言うと、改正法は、教える側には非常に困難なわけですが、でも、今まで教**え**てきたところと連続性が全くない、というわけではない。しかし、学生の側が基礎を踏**ま**えずに**い**ると、連続性がなくなつてしまつていて対応できない、ということが起こり得る。そこで、教える側が、いま現在、**ど**ういう教**え**方**を**しているのか、ということと関係してくるのだらうと思**い**ます。

先ほどの椽川先生の話と関連させますと、私はいまだに一年生の講義科目については、揺れている

丸山

ところがあって、今は、講義科目は短期間で一通り、全体構造を見通すということをやっているわけですが、同時に、思考力を鍛えるということになりますと、やっぱり学説紹介をしながら、考えさせるといふ講義をやってきているわけです。ただ、そうすると、時間の関係から、細かい事柄は省略せざるをえないものですから、自分で勉強してもらおうことにしますと、2年次以降の演習に入って、ごくごく基本的な事柄の知識が抜け落ちている学生が、非常に多いということも実感しているわけです。ですから、いっそ、一年生の講義科目については、もう割り切ってしまったって、「ここはこうなっています」といふふうに、知識を詰め込む形で、全体を通覧するというふうにしてしまった方が、むしろいいのではないかと、ちよつと揺れているのですね。ただ、そういう勉強の仕方を一年生でした後で、演習の中で思考力をもつぱら鍛えればよいのだということになりますと、果たして演習になって、学生はうまく思考の切り替えができるのだろうか、ということになると、これがまた不安になるわけです。ですから、一年生の講義科目については、思考力を鍛えつつ、知識の量も増やしてやらなければならぬ、ということ、どちらも同じように追いかけているのですが、二兎を追う者は一兎をも得ず、と言いますか、そもそも、どうして二兎を追うような講義になってしまわなければならないのか、ということ、ところで悩んでいるのです。実務家の先生方は演習から基本的にはタッチされることになるのでしようが、研究者教員として、法務研究科の一年生を担当している者からすると、そういう悩みがあるということ、です。

学生は、旧司法試験の勉強の仕方をモデルにしていますから、いまだに教科書を全然読んでいない

という学生が法科大学院にもいるんですよ。一回も通して読んだことがないと、民法に関しても。平然とそれでいいんだという感覚を持っているものもいるようです。

問部

いまのお話を聞いて、お尋ねしたいことがあります。

ロースクールの理念の一つに、法学部ではない人間、理数系とか、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるのだということが理念の一つとしてあったわけですね。そうすると、従前の法学部教育で、学部の学生に理論教育をやる。そこを経た者についてまた講義科目をやるという、そういう側面と、他学部で、理科系の勉強のみをやってきた人間が、大きく志を立てて入ってきた。それに講義をやるという側面がある。隠れ未修みたいなのと、純粹未修者が一年生に混在している中で、理論教育を一年間でやる。これは、一兎を追うものは云々という話がありましたけれども、ある意味ではもう無理じゃないかと。

一年間で純粹未修の人間に民法の領域を教えるなんていうのは無理じゃないかという人もいるくらいです。その中で、鶴藤先生は、三年を通じての民法教育について、考えておられることをちょっと話していただけるとありがたいのですけれども。

鶴藤

三年間を通じてと言われてしまつて、しかもご指名なので……。しかし、私の今からお話するところが、本学の基本方針なのかどうかと言われると、いやそれは違うという声もおそらくあがるのだらうと思いますが、私が当初から考えておりましたのは、一年次ではやっぱり基本的な事柄、最低限覚えなければならぬ事柄はもちろんあるわけですし、ただ、最低限覚えなければならぬという事柄、

概念であっても、そこには何らかの思想的、理論的な背景があるはずだから、そこをきちんと理解していないと、頭に定着はしないだろうというのが、私の立場なのです。だから、子どもが言葉を獲得するかのようには丸暗記するのではなくて、やっぱりある程度理屈づけて、どういう場面で使う言葉で、こういう意味を持っている、というのを、説明してやらなければ、定着はしないだろうと考えております。だから、ある程度、理論的な説明はやはり必要だろうな、というふうに考えるのです。

その一方で、しかし、それをやりながら、基本的な事柄であっても、その全部の話を一年生の講義科目でするのは、限られた時間です。不可能です。各論的な事柄も含め、ここは教科書を読んでおけばいいから、ということ、省略せざるを得ません。ただ省略する際には、ここまでは話をしている、ここから先は、これを参考にすれば、教科書のここを読めば理解できると指摘をして省略をする、ということをしております。

そういうやり方で、短期間で全体を通覧する、全体の体系を、大雑把でもよいから、少なくとも把握しておく。最低限の事柄については頭においてもらった上で、思考力を鍛えるためのとば口くらいには、立っていて欲しいというのが、一年次です。

これを、同じテーマではなくて、領域が同じだったとしても、二年次の演習の中で、少し複合的な問題を扱うことで、もう一度復習してもらおうと同時に、発展的に考えてもらおうことにする。で、三年次の総合演習のところで、さらにそれを積み上げる形でやってもらう。ですから、私が構想しておりました民事法の教育は、本学の法務研究科におきましては、大きく言うと、大雑把なものから徐々

に詰めたところに向かって、三回内容を繰り返すということで、記憶の定着と理解を深めるということにあった。本学においては、少なくとも、そういうことがカリキュラムとしては目指されていたところだろうと思います。

それがうまく機能しているか、という話になると、一年次のところですでに失敗しているのではないかと、という声もあるかも知れませんが、そうではなくて、演習のところでもやり方が悪いのだというふうに言われるのかもわかりませんが、概ねの構想としては、以上のようなことだったというふうな理解しております。

丸山 いま、演習のことから、基本科目の教育方法に少し議論がシフトしていったので、もう少し元に戻して、刑法と公法のお話をちよっとお伺いしたほうがいいのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

鈴木 いまの点について、一点だけ私の意見を申し上げますと、確かに日本型ロースクールでは、制定法主義ですから、体系的に全体を一通り教えなくてはいけないという観念が、一年の段階であり得るのではないかと。アメリカだとそれが無いからやりやすい。そうすると、体系的な、基礎的な理解は、間部さんのお話ですと、どの程度まで、純未修者には教えたらいんですかということだろうと思うのですよね。

鶴藤 私は、少なくとも現時点で言うと、大枠としての体系はきちんとつかんでおいた方が、むしろ、ものを考えるときの省力化につながると思っております。つまり、辞書を引くときに、単語が全く規則